

# 「学校いじめ防止基本方針」

加古川市立神吉中学校

# 1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

## (1) 学校基本理念

いじめ問題への対応は本校における最重要課題の一つであり、すべての教職員が共通認識の下、一丸となって組織的に対応しなければならない。また、教職員等が一人で抱え込む問題ではなく、家庭や地域、さらには関係機関等とも積極的に連携し組織的に対応するべきものである。

いじめは全ての生徒に関係する問題であると深く認識し、学校内外を問わず全ての教育活動において生徒が安心して学校生活を送れるようにしなければならない。そのためには、平素から生徒の行動をつぶさに観察し些細な変化やサインを見逃さない「いじめ見逃しゼロ」の意識を高く持つ。そして、何か兆候があれば、いじめの有無にかかわらず、早急に組織的な対応を行い未然防止、早期発見、早期対応を図るよう「加古川市いじめ防止基本方針」「加古川市いじめ防止対策計画」及び「加古川市いじめ防止対応マニュアル」に基づき「学校いじめ防止対策プログラム」を作成し、「いじめをしない させない 見逃さない」学校づくりに取り組んでいく。

なお、子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対する大人の責務であるとの自覚にたち、「児童の権利に関する条約」の趣旨である「生きる」「守られる」「育つ」「学ぶ」「参加する」に則り、子どもの人権を尊重し、その確保を目指すものである。

## (2) いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

## (3) いじめの基本認識

- いじめは、どの子にもどの学校でも起こり得るものである。
- いじめは人権侵害であり、理由のいかんを問わず決して許される行為ではない。
- いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- 嫌がらせやいじわる等、多くの生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われることにより、生命、身体に重大な危険が生じる。
- いじめは、その様態により、暴行罪、恐喝罪、強要罪、名誉棄損罪、侮辱罪、公表罪等の刑事法規に抵触する。
- いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を得てしまう傍観者も存在する。この傍観者から、仲裁者もしくは相談者への転換を促すことが重要である。

## (4) いじめ対応の基本的な在り方

- けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査をした上でいじめに当たるか否かを判断する。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。組織的に見守り、いじめられた生徒が安心して登校できるようにする。
- いじめが解消している状態とは、
  - ① 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも

3か月) 継続している。

- ② 被害者が心身の苦痛を感じていない(本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する)。

という二つの要件を満たされていることを指す。

- 教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは法第 23 条第 1 項に違反し得ることから、教職員間での情報共有を徹底する。
- 学校は、いじめ防止の取組内容を基本方針やホームページなどで公開することに加え、生徒や保護者に対して年度当初や入学時に必ず説明する。

## (5) いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。(「いじめ防止対策推進法」第 4 条)

## (6) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者、その他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、その再発防止に努める。

# 2. いじめ防止等のための対策となる基本事項

## (1) いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるという認識をすべての教職員が持ち、いじめを生まない土壌づくりのために、次の取り組みを組織的・継続的に行う。

### ① 授業づくり

- 「わかった」「できた」等、学ぶ楽しさや喜びを味わわせることや、協同的な学習などを通じて「人の役に立った」「人から感謝された」「人から認められた」という自己有用感を育むことが、いじめの予防及び未然防止につながることを、全教職員が認識し、授業改善にあたる。
- 発言や発表の機会を計画的につくったり、少人数での活動を取り入れたりすることで、一人一人が参加・活躍できる授業をつくる。
- 授業開始時間 2 分前着席を意識させる。
- 教室環境整備(机の並び、教室内のごみ、掲示物等)と学習規律(挨拶、姿勢、忘れ物など)を徹底させる。
- 生徒自らが考える場面、判断する場面、表現する場面を授業の中に設定する。

### ② 道徳教育

- いじめを題材にした授業を計画的・継続的に行う他、状況に応じて投げ込み教材の授業を実施する。
- 生徒が自身の実生活や体験に目を向け、考える機会をあらゆる場面で作る。
- 情報モラル教育としての講演会を毎年実施する。

### ③ 人権教育

- 人権意識に欠けた言葉遣いに対する指導を徹底する。
- 生命尊重と人権意識の高揚を重点目標におく。

- 全ての生徒に「いじめは重大な人権侵害であり、人として決して許される行為でない」ことを理解させるために、学校の教育活動全体を通して、豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度、自分自身を価値ある存在と認め大切に思う自尊感情を持たせる教育の充実を図る。

#### ④ 特別活動

- コミュニケーション活動を重視する
  - ・「自分自身を理解する」「相手の気持ちを思いやる」など人間関係を結ぶ力を育成する。
  - ・集団の一員としての自覚や自信を育み、互いに認め支えあえる人間関係づくりを進める。

#### ⑤ 生徒会活動

- 生徒会活動の活性化を図り、生徒同士の心の絆を深め、望ましい人間関係、心の居場所、集団づくりや、誰もが行きたくなる学校・学級づくりの推進を図る。
- 生徒会の活動方針の中に、いじめ防止（撲滅）を位置づけ、いじめ防止宣言とポスターを作成し掲示するなど啓発を行う。

### (2) いじめの早期発見

#### ① 教師として次の姿勢や感覚を持ち続ける

- ・学習指導、生活指導、部活指導等、教育活動全般において、生徒に理解させる指導を継続的かつ適切に行う。
- ・生徒の言葉遣いや服装・態度など、些細な兆候を見逃さない他、生徒の心の変化に気づく力を高める。
- ・些細なけんかやふざけ合いであっても、見えないところで「いじめが発生しているかも知れない」と考える。
- ・生徒ノート等の記述に気を掛ける。
- ・一人の教師の判断でなく、常に報告、連絡、相談、確認を行い組織的な指導体制を構築する。

#### ② 定期的な調査を実施する。

- ・「生活アンケート（いじめ相談シート）調査」の実施 年3回（4月、9月、1月）
  - ・「学校生活に関するアンケート」（アセス）（市）の実施 年2回（6月、11月）
  - ・「心の相談アンケート」（市）の実施 年2回（5月、10月）
  - ・学級担任による教育相談の実施（「心の相談アンケート」（市）、または「学校生活に関するアンケート」（アセス）（市）の調査結果をもとに 年3回（6月、11月、3月）
- ※ 上記の調査以外に、状況に応じて教育相談及び調査等を実施する。

### (3) いじめの早期対応

#### ① いじめがあることを確認した場合の対応

直ちに学年内（場合によっては学校全体）で情報共有を行うとともに、管理職及び生徒指導担当教諭等へ報告し、具体的な対応策を検討・確認し組織的な対応を行う。

##### 【生徒等への対応】

- ・いじめを受けた生徒の安全を確保することを優先する。
- ・いじめた側、いじめを受けた側の双方から聴き取りをおこない事実確認をする（聞き取りについては、

複数対応する等配慮し記録を残す)。

- ・複数の教師による継続的な指導をする。
- ・いじめを受けている(受けた)生徒の不安や苦痛を取り除く。
- ・いじめを知らせてきた生徒の不安を取り除く。
- ※ 心理的な影響を受けていると思われる場合、スクールカウンセラーやメンタルサポーター、スクールソーシャルワーカー等に相談する。
- ※ 保護者と連携しながら、安心して教育を受けることができる環境(別室等)を整える。
- ※ いじめたとされる生徒を接触させないよう校内体制を整える。
- ※ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ又はいじめの疑いがある場合、教育委員会及び警察等と速やかに連携する。

#### 【いじめを見た・聞いた生徒への対応】

- ・いじめの現場に居合わせた生徒等がいた場合、その時の状況を具体的に聞き取る。その場合、聞き取った生徒がいじめを受けることの無いよう十分な配慮を行う。
- ・複数の生徒が見聞きしている場合は、それぞれの生徒から聞き取りを行い正確な事実確認を行う。

#### 【傍観者への対応】

- ・「いじめは、どの生徒、どの学校でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係と言える生徒はいない。学校はいじめ問題に関わる対象を全生徒と考える」ことを、傍観していた生徒へ伝え、いじめ撲滅に向け、学校の一員として学校全体で取り組んでいくことを確認する。

## ② 保護者との連携

### 【学校 ⇒ 保護者】

- ・いつ、どこで、どのようないじめを受けたのか事実を伝える。
- ・事実を確認した後、学校が取った対応を伝える。
- ・生徒の安全安心を確保し続ける支援体制を維持していくことと、心的な被害の改善のために、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び関係機関等へ教育相談ができることを伝える。
- ・いじめた側の保護者へは、「いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある」ことを伝え、家庭での継続的な指導を求める。また、必要に応じて関係機関へ連絡することも伝える。

### 【保護者 ⇒ 学校】

- ・保護者は、家庭内での児童生徒の様子から異変に気づいた際は、学校へ連絡するとともに、学校と連携して見守りを行う。

## ③ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・インターネットやSNS等を通じてのいじめ(誹謗中傷する書き込み、画像の貼り付け等)を発見した場合、速やかに教育委員会及び警察等の関係機関と連携する。
- ・生徒及び保護者が、インターネット等を通じてのいじめの防止といじめに対する適切な対処ができるよう、「情報モラル教室」「サイバー犯罪防止教室」等を実施する。

## ④ 関係機関との連携

いじめがあることを確認した場合は、その内容や理由のいかんを問わず、管理職または生徒指導担当教

諭が教育委員会に報告する。しかし、緊急を要する場合や重大事案に発展する恐れが考えられる場合は、教育委員会や警察等の関係機関の指導のもと、適切な対応が迅速に行われるよう校内体制を整理しておく。そのためには、平素から関係機関と情報共有等の連携を密にしておく。また、学校運営協議会をはじめ、保護者会や地域の会合等を活用し、いじめ防止に関する学校の取組への理解や教育活動への支援を得る。

### 3. いじめ防止等に関する取組

#### (1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

- 構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導担当教員、不登校対策担当教員、特別支援教育コーディネーター、メンタルサポーター、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等
- 取組
  - ・ アンケート調査並びに教育相談に関すること
  - ・ 学校生活（授業中、休み時間、部活動等）に関すること
  - ・ いじめ事案への対応に関すること
  - ・ 研修等に関すること
- 定例会
  - ・ 月1回 ※いじめ事案発生時（緊急開催）

#### (2) 組織的な対応

- いじめ事案の発生又はいじめに係る相談を受けた場合
  - ・ 発見、相談を受けた教職員は一人で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」に直ちに報告し情報を共有する。
  - ・ 当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から聞き取りを行い事実確認する。
  - ・ 事実確認のもと、いじめを行った生徒へ指導し保護者へ連絡する（事情説明、保護者同伴での指導、被害生徒への謝罪、今後の対応等）。
  - ・ 校長（教頭）の責任のもと、教育委員会に報告する。また、いじめの内容や状況により警察等の関係機関へ連絡・相談を行う。その場合、教育委員会と連携する。
  - ・ いじめを受けた生徒の学校復帰に向けた支援体制を整える。

#### (3) 重大事態への対応

##### ① 重大事態の定義

法第28条第1項において、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑いがあると認められるとき」（同項第1号。以下「生命心身財産重大事態」という。）、「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき」（同項第2号。以下「不登校重大事態」という。）とされている。重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識すること。

- 生命心身財産重大事態の場合
  - ・ 生徒が自殺を企図した場合
  - ・ 身体に重大な傷害を負った場合

- ・金品に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○ 不登校重大事態の場合

不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合、積極的に重大事態として認定する。なお、生徒が長期間欠席を余儀なくされていることから、調査と並行して当該生徒に対して学習等の支援を行う。

○ 生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申立ての場合

② 報告及び対応

- 校長は、重大事態の発生について、教育委員会へ迅速に報告

③ 学校による調査

- 調査は「いじめ防止対応マニュアル」や国が示す「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき実施する。

- 学校が調査主体となる場合、教育委員会とも連携し調査の方法や内容等指導及び支援を求める。

(調査方法)

- ・ いじめを受けた生徒からの聞き取り
- ・ いじめを行った生徒からの聞き取り
- ・ 関係した生徒、見ていた（傍観者・観衆）生徒からの聞き取り
- ・ アンケート調査 等

(調査内容)

- ・ いつ（いつ頃から）
- ・ 誰が
- ・ 誰から
- ・ どのような様態
- ・ いじめを生んだ背景及び事情
- ・ 生徒の人間関係
- ・ いじめ認知後の学校の対応 等

④ 調査結果の報告及び提供

- 調査結果を教育委員会へ報告するとともに、今後の対応について共通理解を図る。
- 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒や保護者に対して、適切な方法で定期的に情報の提供を行う。

⑤ 教育委員会及び関係機関との連携

- 学校による調査において、関係生徒から聞き取ること等に困難が生じた場合や限界がある場合、速やかに教育委員会に報告し今後の対応について指導を求める。
- 調査主体が第三者に委ねられた場合、その調査に協力する。
- 暴行、恐喝、強要等の刑事法規に抵触すると思われるいじめに関しては、直ちに警察署や東播少年サポートセンターに相談・通報

## 4. 評価、点検等について

いじめの実態把握及びいじめ問題に対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に取組の評価を行うとともに、絶えず点検し必要に応じて改定する。

- ① いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること。

## 5. その他

この「学校いじめ防止基本方針」に示されているもの及び「いじめ防止対策プログラム 全体計画・年間計画」に必要な事項は、校内の「いじめ防止対策委員会」が中心となり検討するものとする。

平成26年1月 策定

平成26年4月 改訂

平成27年4月 改訂

平成28年5月 改訂

平成29年7月 改訂

平成30年6月 改訂

平成31年4月 改訂

令和 2年4月 改訂

令和 5年5月 改訂